平成２９年（フ）第８４号
福島県会津若松市新横町２番36号　マーメイド103、前住所福島県会津若松市日新町９番47号　日新ハイマート306
債務者　小池　幸子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
群馬県太田市浜町42番15―３Ｆ号、前住所群馬県太田市世良田町3185番地９　ディアスクレストＢ―101号
債務者　斎藤　　亮
1　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第５４４号
埼玉県吉川市大字平沼1261番地　パルーデＫ―１　101
債務者　清水　裕二
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６０８号
埼玉県草加市新善町477番地　エクセル彩101号
債務者　奥山　重雄
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６０９号
埼玉県草加市新善町477番地　エクセル彩101号
債務者　奥山　和子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６３２号
埼玉県越谷市大字大房833番地　第一藤マンション202
債務者　岡田　英介
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６４３号
埼玉県吉川市吉川２丁目３番地23　ハイムドゥライ101号
債務者　山木美千子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１００２号
千葉県船橋市海神町南１丁目1471番地15　ＬＥＯ参拾伍番館103号
債務者　中川　　祐
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１２６号
千葉県市川市塩焼３丁目８番25―301号　（シティコート行徳）
債務者　河原　英一
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１３３号
千葉県市原市八幡1997―１レオパレスマシェリ208号、住民票上の住所山形県山形市陣場１丁目４番21号
債務者　鈴木　慎樹（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１４５号
千葉市美浜区打瀬２丁目21番地　幕張サウスコートＡ棟604号
債務者　黒川　大揮
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１５７号
千葉県船橋市田喜野井５丁目28番10号
債務者　片桐　啓太
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３１号
長野市若穂綿内7323番地
債務者　丸山　誠造
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８７号
長野市上松１丁目３番36号　ビレッジエリカ101号
債務者　土屋　明広
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５７６号
愛知県清須市朝日五条120番地
債務者　岸江　五男
法定代理人成年後見人　加藤希望子（弁護士登録上の氏名泉希望子）
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３９号
兵庫県姫路市勝原区宮田549番地３小西アパート北号
債務者　山口　　竜
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部